

最低賃金を引き上げくらしの改善、中小企業支援で経済危機の立て直しを

2020年7月8日

全国労働組合総連合（全労連）

議長 小田川 義和

東京都文京区湯島 2-4-4 4階

電話：03-5842-5611 FAX：03-5842-5611

はじめに

2020年の地域最低賃金の目安審議にあたって、全労連として意見を提出します。6月26日の目安諮問の際、加藤厚生労働大臣は「雇用か賃金か、慎重な選択を求め」と雇用を守るためには賃金を自粛すべきともとれる諮問を行いました。この「雇用か賃金か」とする選択そのものが誤りであるという視点から意見を申し述べます。

2020年4月、中小企業団体が「引き上げ凍結も視野に、明確な根拠のもとで納得感のある水準決定を」とする「最低賃金に関する要望」を公表しました。新型コロナウイルスが蔓延する中で、多くの中小企業は政府の対策である資金繰りや雇用での「支援策を活用しながら、事業の存続と雇用の維持に懸命に努力」しています。このことに心から敬意を表するとともに、現況の経済危機を乗り越えるためにも、経営努力に報いるためにも、最低賃金を引き上げが可能となる政府による支援の強化を求めます。

そもそも、今回の新型コロナウイルス感染拡大による経済の危機は、新自由主義によるアベノミクスが、労働者や中小企業を「儲け」の対象とし、大企業や株主の利益を優先する政策を行い、日本経済の基盤を衰弱させていたことによって被害が甚大となっています。国内総生産の6割近くを占める個人消費の拡大を経済政策の基調とすることへの転換が求められます。今必要なのは、大企業優先・富裕層厚遇を根本的に改める構造的な変革であり、政治・経済・社会・行政の基幹を国民本位・ボトムアップに転換することです。雇用の安定を図り、最低賃金を引き上げ、非正規雇用労働者の労働条件を引き上げ、消費税の税率を引き下げ、中小企業への大胆な財政支出などの実施によって、経済の循環を富裕層だけでなく、国民全体に広げることが、経済危機を回避し、持続的な経済発展への王道です。

特に最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制度の確立は、日本経済の回復に欠かせません。全国一律最低賃金制度の確立と今年度における最低賃金の引き上げによって、地域経済が活性化し、日本経済の持続的発展が可能で、産業別で見ると新型コロナウイルス感染拡大で影響の大きい業種や卸小売業で、最低賃金近傍で働いている労働者が数多くいます。感染拡大を防ぎながら活躍しているエッセンシャル・ワークの労働現場では、その多くを低賃金の非正規雇用労働者が支えています。これらの人々と産業を支え、日本経済の持続的発展と国民の健康を守るためには最低賃金を引き上げが必要です。特に非正規雇用労働者は、契約終了などによる雇用の喪失の恐怖と、蓄えがない世帯に対する収入の道が断たれる危惧、さらに自らも新型コロナウイルスに感染しかねない恐怖とのたたかいとなっています。

2008年のリーマンショックの際、欧米各国は、労働者の賃金を引き上げることで、内需拡大を図って経済危機を乗り越えてきました。しかし日本では、雇用を崩壊させ、賃金を抑制し、拡大する貿易に依拠して「経済改善」を進めました。その結果、国民の消費購買力は向上せず、深刻なデフレから抜け出せなくなりました。経済危機を乗り越える口実に、賃金を抑制する「誤り」を繰り返してはなりません

日本経済が不可逆的な経済破壊とならず、早く回復するため、全労連は、労働者の雇用・賃金・権利

を守るとともに、同時に中小企業支援策が欠かせないとして最低賃金との関連を中心とした「中小企業政策」の中間報告（別紙参照）をまとめています。また、産別や交渉組織等においても、政府の支援策の確保や拡充を求めて、労使の共同も行い、中小企業経営者とともに政策の抜本的転換を求めています。

1. 最低賃金の引き上げで生存権を脅かす低賃金の改善を

新型コロナウイルスの感染拡大のなか、補償制度が不十分なままで断行された非常事態宣言による自粛により、雇用が脅かされ、収入が激減した低賃金労働者、非正規雇用労働者の暮らしを直撃しています。その深刻さは、2008年のリーマンショックを上回り、世界恐慌に匹敵するともいわれます。

特に新型コロナウイルスの蔓延にあつて、国民の暮らしを支えるエッセンシャル・ワークの重要性が注目されていますが、その労働現場は、多くを低賃金の非正規雇用労働者が支えており、不安定な雇用による失業への恐怖と、蓄えがない世帯への収入の道が断たれること、さらに自らも感染しかねない恐怖とのたたかいとなっています。その背景に、非正規雇用労働者の拡大、不安定雇用による将来不安、低賃金の蔓延による格差と貧困がかつてなく進行しているところに困難の根深さがあります

ちなみに総務省の労働力調査を見れば「公務」での非正規雇用労働者の割合が低いのは、警察や消防なども含めた総人員で計算されているためであり、保育や介護、清掃や事務など市民と対応する部門の人員の過半数は非正規雇用労働者とも言われており、表示の実態とはかなり齟齬が生じています。

産業別非正規労働者比率/2019年

| 産業別 | 非正規率 |
|------------|-------|
| 農林・漁業 | 54.5% |
| 製造業 | 38.0% |
| 卸売業・小売業 | 50.1% |
| 宿泊・飲食サービス業 | 75.5% |
| 生活関連サービス業 | 58.7% |
| 医療・福祉 | 38.6% |
| 上記以外のサービス業 | 50.3% |
| 教育・学習支援業 | 40.5% |
| 公務 | 16.5% |

※総務省統計局労働力調査（基本集計）

喫緊に求められるのは、コロナ禍が終結するまでのそうした労働者への賃金・収入の補償です。さらに中小企業や個人事業主が営業を継続できるための固定費の補償であり、社会保険料や消費税などの大胆な減免措置の断行です。これらは、単なる景気対策ではなく、国民の“生存権”を守る緊急施策として、簡易に、迅速に、確実に実行される必要があります。

この危機に対し安倍首相は、「国民の暮らしと命を守る」としながら、「コロナの終焉後はV字回復をすすめる」と強調し、納税猶予、貸付などを“緊急経済対策”として盛んに宣伝しています。しかし借入ができて固定費の支出などの諸経費の負担は減らず、支払期日を先延ばしするだけであり、この間に被った損失は補償されません。コロナ禍が終結しても、消費が倍増する保障はまったくありません。通常の状態に戻ったところで、その間の「借金」は、その後の経営と暮らしを圧迫するだけです。長期化が予測される新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響を減らし、事業の継続と事業者の暮らしを保障するには、特に中小企業を中心とした減収分を補填する給付が必要です。

- ◆ 厚労省の最低賃金と生活保護との比較方法の疑問点 (→右は全労連の要求)
- ① 労働時間を長く算定（年間上限の2085時間を使用） → 月150時間（年1800時間）で計算すべき
 - ② 税金と社会保険料控除を安く算定（沖縄の値で計算） → 各地の実態を踏まえて計算すべき
 - ③ 勤労必要経費（勤労控除）を算入していない → 労働者の生計費だから含めて計算すべき
 - ④ 生活扶助額を少なく算定（加重平均を用いている） → 県庁所在地（県内最高値）で計算すべき
 - ⑤ 住宅扶助を少なく算定（生保受給者の実勢値で計算） → 制度の基準額を用いて計算すべき

労働者の生存権を保障するため、最低賃金法第9条3項には「……労働者の生計費を考慮するに当っては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と定められており、国会でも、「生活保護を下回らないようにする」と当時の厚生労働大臣が答弁しています。

厚生労働省と中央最低賃金審議会は、実態から乖離した基準で生活保護水準を算定し、「最低賃金との乖離は解消した」と述べていますが、その算定根拠には前述の5つの納得できない点があります。

全労連の要求に基づいて、東京都足立区の生活保護基準を計算してみると、明らかに最低賃金が生活保護支給額よりも低額になります。これに社会保険料（本人負担分）を加算すると、可処分所得はさらに低くなります（生活保護は非課税）。非正規雇用労働者の労働実態が、生活保護支給額に届かないような最低賃金が、国民の生存権を保障する水準になっていないことは明らかです

日本国憲法第13条は、「すべて国民は個人として尊重される」と定めており、一人ひとりが独立した存在として生活できることを保障しています。しかし、いまの日本の最低賃金制度は、それを保障する水準には届いていません。真に求められる賃金水準は、「8時間働いたら、人間らしくくらせる賃金」の保障です。

しかし日本では、依然として「家計補助」「副収入」とする考え方が根強く残っています。それは旧来の「家」に固執する風潮が確固として残存しており、特に女性を「家に帰属する存在」と断定して、“主たる生計者”としない傾向です。女性労働者の過半数を占める非正規雇用労働者に対してその傾向が強く、女性の低賃金を“是”とする悪しき陋習となっています。

さらに休業補償の上限額が、ほぼ東京都の最低賃金とほぼ同額であるということは、生活保護基準にすら届かないような休業保障しか得られないこととなります。くらしを賃金に依存する労働者にとって、安心して求職活動ができる補償がなければ、安定して生活することも困難になります。

足立区の生活保護と最低賃金の比較

足立区生活保護基準額
(1級地—1 / 月額)

| | |
|------------|---------|
| 生活保護基準額 | 77,730 |
| 住宅扶助最高額 | 53,700 |
| 冬季加算 / VI級 | 1,283 |
| 期末一時扶助額 | 1,125 |
| 勤労控除額 | 25,520 |
| 計 | 159,358 |

東京都の最低賃金 (2019年10月～)

時給：1,013円×155時間＝157,015円

∴159,358円－157,015円＝**2,343円**

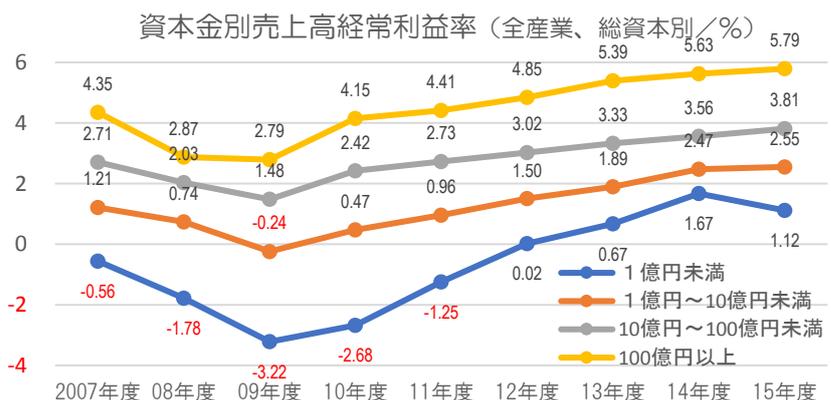
※なお、この金額には、社会保険料の本人負担分は算入していない。

2. 労働者の生計費に基づく最低賃金制度の実現を

中小企業団体からの要望書では「通常の事業の賃金支払い能力」に基づく主張しか行われていません。最も重要な視点である「労働者の生計費」の視点を中心において考えていく必要があります。

賃金は本来、労働者と使用者の交渉の合意による労働契約で決まるとされています。これは、近代市民法の大原則である「契約自由の原則」に基づくものです。しかし同時に、憲法第25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めています。つまり最低賃金制度は、憲法第25条の生存権の保障を根拠として、契約自由の原則に修正を加えているのです。

さらに憲法第27条2項では「賃金、就業時間、休息その他の労働条件移管する基準は、法律でこれを定める」として、使用者に対して弱い立場にある労働者を保護する立法を国に命じています。労働者の多くが賃金に依存して生活を構成していることを斟酌すれば、賃金は生存権を保障する水準が保障されるべきであり、「払えるかどうか」で決めるのは本旨ではありません。



賃金を、「企業収益の分配」として考える「支払能力論」では、賃金が「労働の適正な対価」であるという大原則を見失わせてしまいます。

中小企業などの賃金支払いを困難にしている原因は、労働の対価を保障できる水準に届かない価格設定、流通機構の問題、搾取の自由などにあり、適正な賃金が保障できる価格設定が必要です。

なお、日本政策投資銀行の2019年の調査では、9割の企業が「人件費上昇を販売価格に反映できていない」と回答しています。中小企業白書によれば、経常利益率は資本金が多い企業の方が高い。つまり、資本力がある企業が、しっかりと利益を確保しつつ、販売価格や下請け単価などを統制・抑制しているために、下請や資本力の弱い企業の経常利益率が低くなっているためです。

賃金には、憲法、労働基準法、最低賃金法に明記されている「健康で文化的な最低限度の生活」を充たす水準が不可欠であるとする最低賃金法第9条3項の理念が生きてきます。不況だからこそ、生活の基礎を構築できる賃金の底上げを図ることが強く求められます。

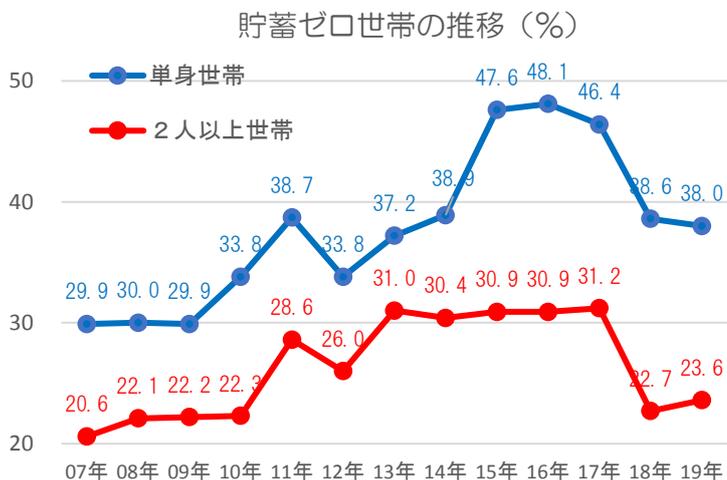
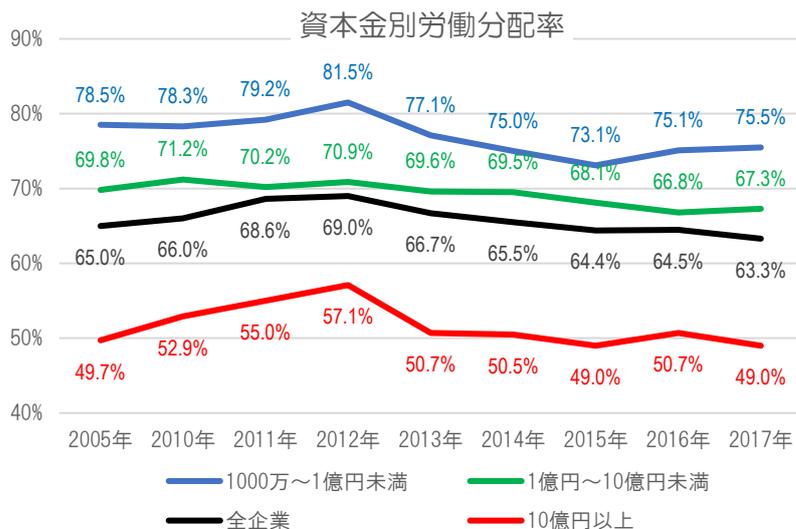
また、中小企業の労働分配率が高いことは、労働生産性が低いことよりも適正な単価による公正取引が行われていないこと、労働の対価としての基準設定が低いことに主な要因があります。

特に“B to B”（企業対企業）では、発注企業や元請企業など上部企業による優越的地位の濫用や低単価受注の押し付けなどによって中小企業の生産性が低く抑えられています。また“B to C”（企業対個人）では、国民に対する低賃金の継続により国民の消費意欲や能力が失われていること、あわせて大きな資本力をもつ企業による市場の価格支配により低単価が誘導され、消費価格に公正な単価が適正に反映されません。こうしたことによって、日本がデフレから脱却できない要因になっています。

中小企業団体は「最低賃金はあくまで労働者のセーフティネット保障」とであると主張します。

IMFによれば、「社会的セーフティネット」とは、慢性的に仕事や収入をえることができない慢性的貧困ならびに仕事や収入を得る能力が生存に必要なぎりぎりの状態に陥る一時的貧困の2つの不幸な結果から個人や世帯を保護するプログラムである」と定義しています（2002年4月2日総会）。

それは、日本国憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障と同じ意味を持っています。それを遵守するのであれば、憲法の各条に基づいたセーフティネットの構築が求められているのであって、第25条2項と併せて考えると、まさに政府の役割です。個々の企業の支払能力だけに基づいた水準で論ずる課題ではなく、労働者も中小企業者も共に政府に対して要求し、実現すべき課題です。

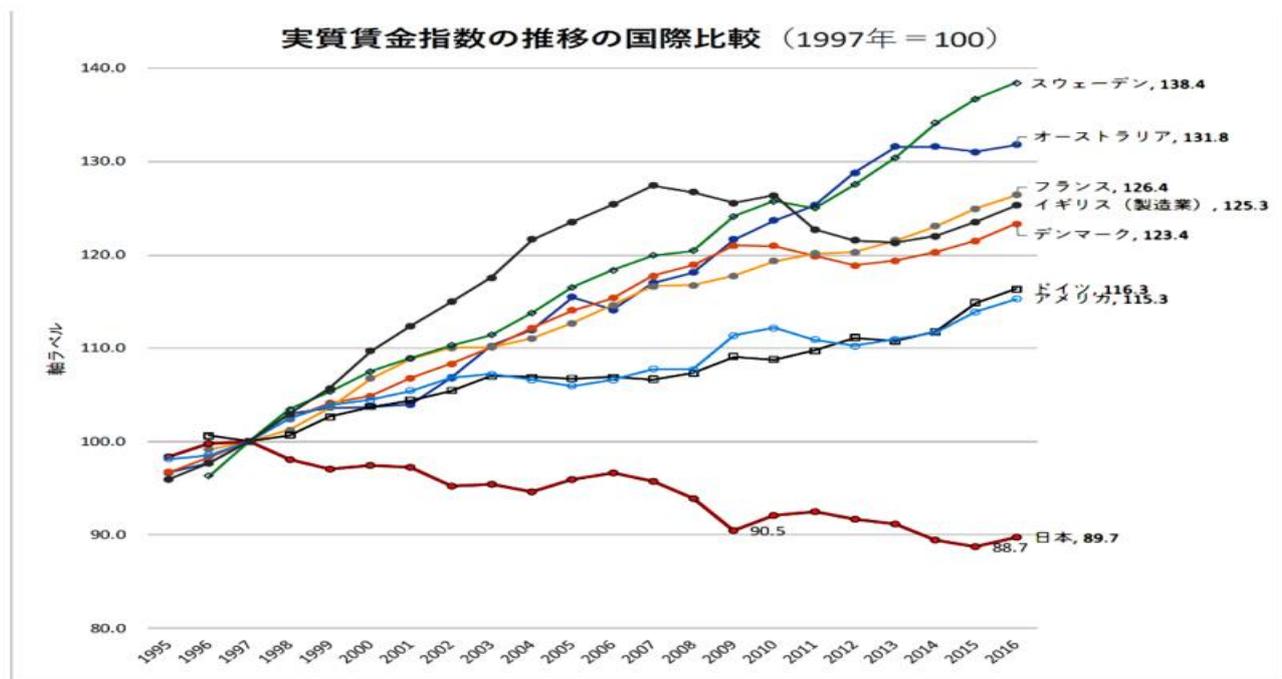


金融広報委員会が公表した「2019年家計の金融行動に関する世論調査」によると、金融資産非保有世帯（貯金ゼロ世帯）は、「単身世帯：38%」、「2人以上世帯：23.6%」であり、単身世帯の4割、2人以上世帯の4分の1が、貯蓄がない状況です。

コロナ・ショックは、こうした蓄えのない世帯に、深刻な影を落としています。こうした世帯の多くは非正規雇用労働者など、不安定な雇用と低賃金により“その日暮らし”をさせられています。そして、社会の基幹であるエッセンシャル・ワークの中心を担っているのも、そうした低賃金の非正規雇用労働者です。社会生活の基礎を担う労働の対価として、現在の最低賃金の設定額は低すぎます。日常生活の基礎を担う労働に対し、大幅に引き上げる必要があり、それを支える中小企業支援策は、後退した現在の制度ではなく、社会政策・経済政策として大きく拡充することが求められます。

3. 賃金底上げで内需拡大こそが景気回復の道

2008年のリーマンショックの際、欧米各国は、労働者の賃金を引き上げて、内需の拡大を図り乗り切りました。先進国の中で、唯一日本だけが、雇用を崩壊させ、賃金を抑制し、輸出の増大などに依拠した企業利益に活路を求めて「経済復興」をすすめました。その結果、輸出によって多くの多国籍企業の利益は増大しましたが、国民の消費購買力は回復せず、深刻なデフレから抜け出せなくなりました。このような苦境を乗り切ることを口実に、賃金を抑制する「自粛」や「誤り」を繰り返してはなりません。



こうした世界にも類のない異常な日本の賃金抑制策は、規制緩和の推進、新自由主義の推奨による薄利多売・弱肉強食の拡大により放置されてきました。行政の無策によってもたらされた中小企業の経営困難の原因を、最低賃金の引き上げに求めるのではなく、低賃金・賃金抑制政策がもたらした経済に対する負の影響であることを直視せざるを得ません。

であるからこそ「不況だから」として、最低賃金を凍結や抑制するのではなく、大幅に引き上げることが、コロナ禍収束後の景気回復に必須の条件となります。そして、地域間格差を解消することが、だれでもどこでも安心して生活できる日本を築いていく上で求められる条件となります。特に地方・地域に集中する中小企業・零細企業を元気にすることがなければ、地方・地域の経済は回復しません。

また中小企業団体は、非正規雇用労働者などの「出勤調整」によって「最低賃金引き上げが人員不足に拍車をかけているとの指摘がある」と述べています。

女性の就業者数が初めて3000万人を超えました（総務省「労働力調査」2019年6月）。2012年12月の安倍政権誕生以来、人口が減少するなかで、女性労働者は約300万人増加し、男性も高齢者を中心に約100万人増加しました。また、2018年の15～64歳の女性の就業率は69.6%に達しています。女性と高齢者を労働市場に呼び込み、経済活性化を狙う「一億総活躍推進」が奏功したようにも見えます。

しかし、その内実は少し異なります。女性就業者数は増加しているのに、総労働時間は2018年秋を境に減少に転じています（労働力調査）。その背景として、「働き方」改革も一因だとは考えますが、最大の要因は、女性の就業者が300万人増えたといっても、そのうち週35時間未満のパート労働者が全体の8割以上を占めているからです。つまり増えたのは正社員ではなく、圧倒的多数が低賃金の非正規雇用労働者であり、女性の多数が非正規雇用労働者だからです。

ところで、女性の社会進出がすすむなか、制度面では、「103万円の壁」「106万円の壁」「130万円の壁」「150万円の壁」と、様々な“障壁”が指摘されています。103万円と150万円は税金の壁であり、106万円と130万円は社会保険料の壁です。年収103万円以下の配偶者を持つ人が、所得から38万円を控除できるため所得税の軽減につながる「配偶者控除」があります。この制度に対して、女性の働く意欲を削いでいるなどの批判は根強くあります。2020年から所得税の基礎控除が10万円引き上げられましたが、逆に給与取得控除が引き下げとなり、「103万円の壁」は改定されませんでした。

中小企業団体の要望書は「最低賃金で働く多くのパート主婦が、引き上げにより出勤調整を行っていることから、最低賃金の引き上げは人手不足に拍車をかけている」と指摘します。この「出勤調整」の要因として、先述の“障壁”が現前しており、最低賃金の設定額の引き上げとは議論の質が異なります。

日経ウーマノミクス・プロジェクトが2016年10月に女性会員に行った調査では、「配偶者控除の廃止」に向けた制度見直しに「賛成」と答えた人は79.7%、約8割となり、「反対」の意見を表明した8.5%を大幅に上回りました。いまこそこの“障壁”を取り除くための課税最低限度額の見直しが必要です。

中小企業団体の要望書では、「最低賃金を大幅に引き上げると、失業者が発生するリスクがあると考えるのが自然である」と述べています。2013年以降、毎年3%の水準で最低賃金が引き上げられていますが、年間失業率は目に見えて低下しています。こうした動きについて、中央最低賃金審議会でも「最低賃金と失業率の間に直接的な関係はない」と答申しています。

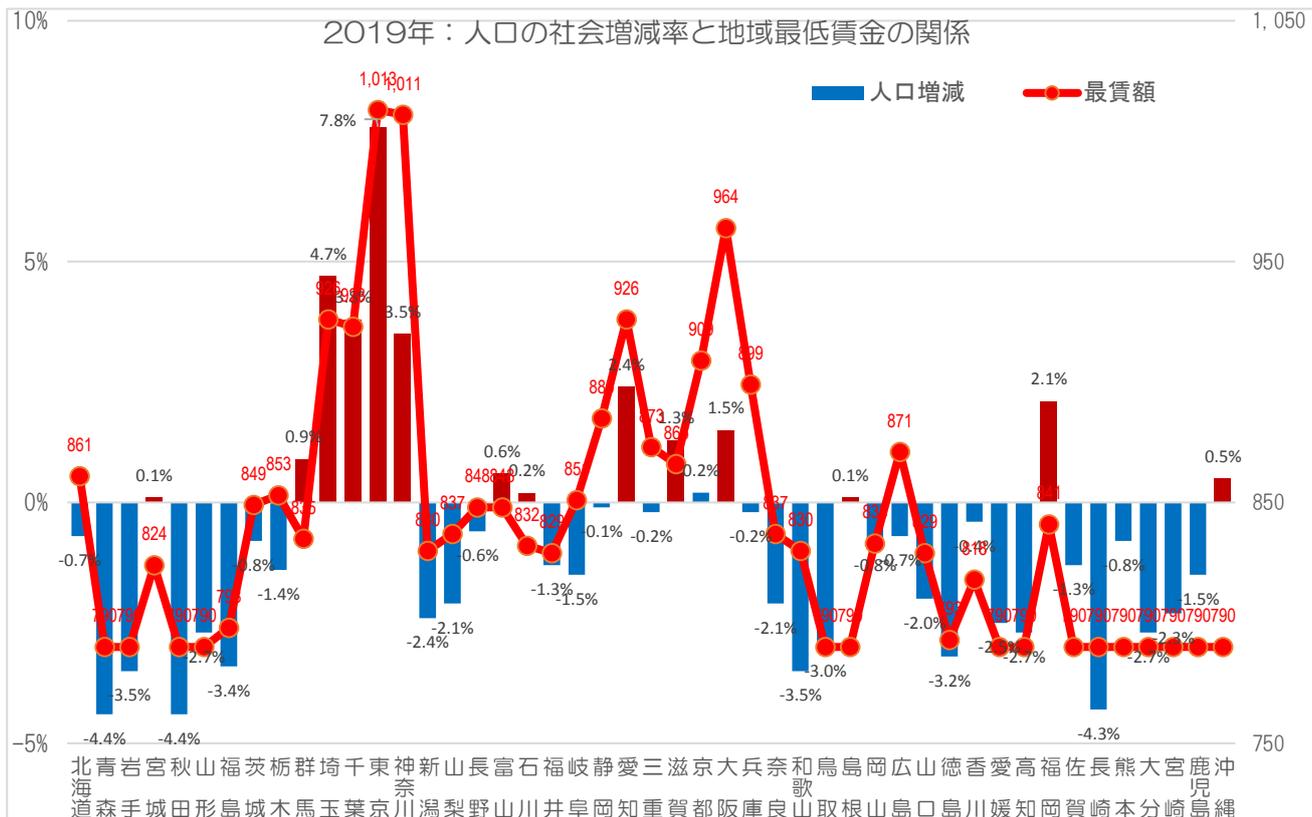
「最低賃金を上げると、失業が増えるのではないか」とする声に対して、ノーベル経済学賞を受賞したポール・クルーグマン教授は「少なくとも現代のアメリカのように最低賃金が低い場合、それを上げることが雇用に悪影響を及ぼすという証拠は存在しない」として、「最低賃金が雇用に及ぼす影響が極めて小さいという圧倒的な証拠を受け入れることを拒否している経済学者の頑固な一派が存在する」とも述べています。つまり、最低賃金が低ければ低いほど、引き上げによる雇用への影響は少なく、この件を立証する圧倒的な量のデータが存在すると述べているのです。

また中小企業団体の要望書は、「経済の地域間格差は当然ある」として、全国一律最低賃金制は地域経済発展の阻害要因であると主張します。最低賃金



の引き上げは、「雇用を喪失させる」として、地域間格差があることで地域経済が活性化しているとまで述べています。その理由として、「地方の中小企業は大都市部の中小企業と比べて、1社あたりの付加価値が低い」と述べていますが、付加価値が低い原因は、政府が経済の地域間格差を黙認し、安い労働力を放置しているために、地方の生産性が低く抑えられているのです。

同じ品物でも、安い労働力で生産すれば、安い単価で販売できますが、その分、付加価値が低下します。公正価格の定めがなく、自由競争にさらされ、「弱肉強食」「薄利多売」を信条とする新自由主義経済ではなく、労働の価値を適正に価格に反映できる社会に変える必要があります。都道府県別人口の社会的増減率と地域最低賃金のグラフを重ねてみると、地域最低賃金の高い都府県への人口の集中が顕著になっています。それを見れば「直接的な影響がない」ということはいえないと料します。



さらに、大都市圏への人口集中が、今回の新型コロナウイルスによる感染を深刻なものにしているという指摘もあります。実際の感染者は都市部に集中しています。それが“一極集中”による弊害ならば、人口集中に歯止めをかける具体的な施策こそが望ましいのではないのでしょうか。人口集中を促進する制度について、地域間格差について大胆に見直すことが求められています。

中小企業団体の要望書は、「Aランクの地域は生計費も高い」と一面的に述べ、人事院が公表する「標準生計費」と地域最低賃金を比較し、「労働者にとって金銭面でのアドバンテージがあるわけではない」と主張します。

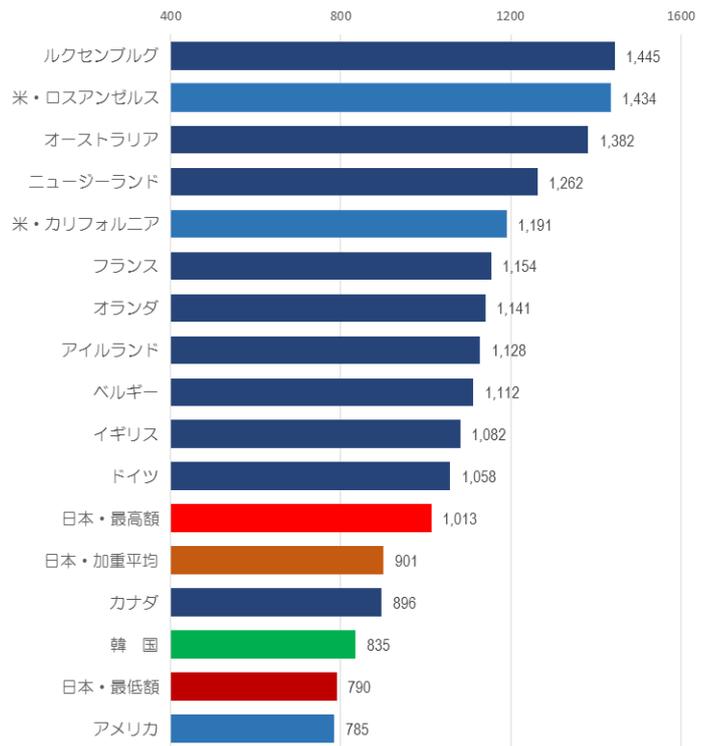
毎年人事院が公表する標準生計費は、2019年の単身世帯（月額）の標準生計費の最高額は兵庫県の236,300円、2番目が香川県の160,738円、最下位は、和歌山県の89,007円、ブービーは鳥取県の93,530円でした。同じDランクであっても岩手県（143,520円）と鳥取県では1.53倍の差があります。

この標準生計費が、どのような生活様式・水準を基準として計算されているのか明らかにされておらず、その計算方法も開示されていないため検証が困難になっています。そういう曖昧な数値と地域最低賃金を比較して「差別はない」とすることは納得できません。

「仮に、最低賃金を全国で一元化すれば、地方では雇用の担い手である中小企業が経営不振に陥り、労働者は仕事を求めて都市部へ移動することが予見される」と述べていますが、全労連が行った街頭アンケートでは、「最低賃金が全国一律になった場合、地方で働く契機になるか」という質問に対して、約6割の労働者が「地方で働くきっかけになる」と回答しています。確かに、人口集中により、働き口も多く、賃金が高くなれば、労働者が大都市圏へ誘引される理由は多くあります。しかし現状のまま地域間格差を放置すれば、地方の衰退はさらに加速するだけです。

全労連が、全国で同じ手法を用いて実施している“マーケットバスケット方式”による「最低生計費試算調査」の結果では、当たり前前に人間らしくくらせる最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっており、大都市圏の方が生計費が高いとする根拠は存在しません。

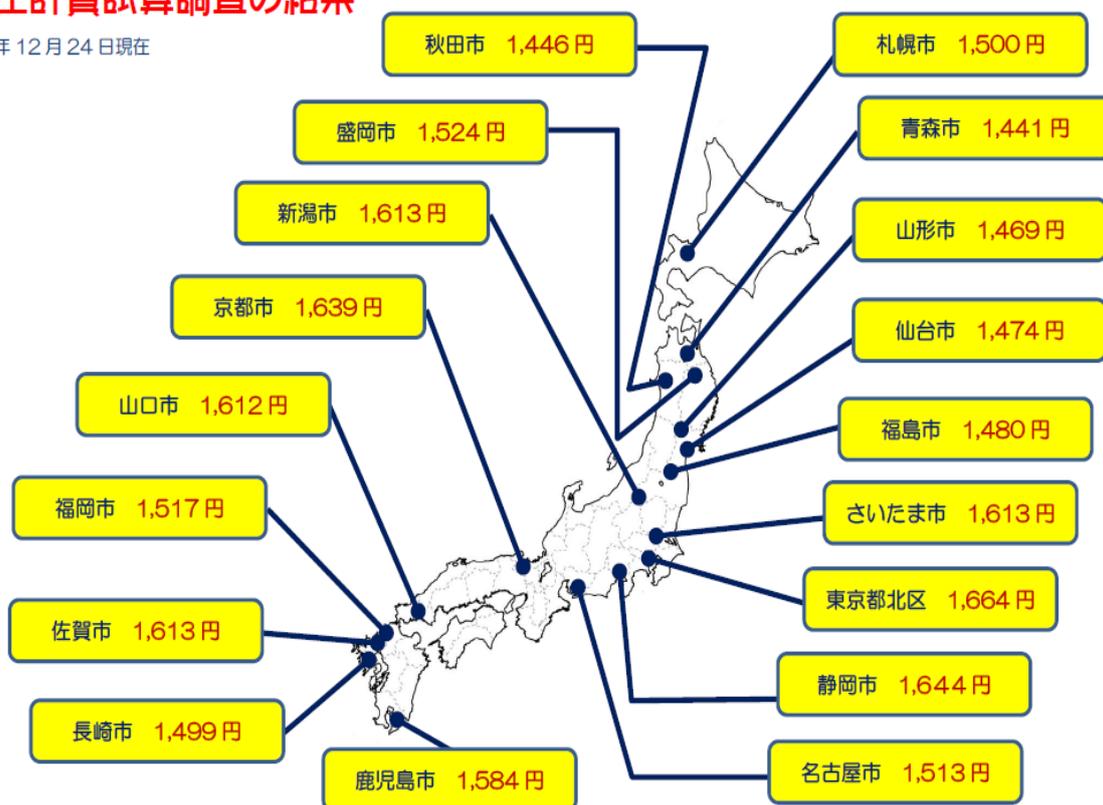
2019年最低賃金の国際比較（為替レート）



全国どこでも変わらない生計費（男性・月150時間労働）

最低生計費試算調査の結果

2019年12月24日現在



4. 国際的に著しく低い日本の賃金

中小企業団体の要望書は「費金は最低賃金だけが低いのではなく、全産業平均賃金が低い状況にあることから、全産業平均賃金に対する最低賃金の割合は、他の先進国と比べても見劣りするレベルではない」と述べています。

しかし 2019 年 3 月 19 日付の日本経済新聞は、1 面トップで「賃金水準 世界に劣後」「時給、20 年で 9% 下落」「脱せるか貧者の循環」と題する記事を掲載し、日本の異常な低賃金構造に警鐘を鳴らしました。

また、多くの国際機関が日本の最低賃金の異常な低さに言及しています。

ILO は、調査報告で「日本の最低賃金制度は特異」と指摘しています。第 135 号勧告では「単一の最低賃金に基づく制度は、生計費の差を考慮するため異なる地域又は地区において異なる最低賃金率を決定することと両立しないわけではない」とし、複数の最低賃金が、最低賃金制度を変質させる可能性がある」とみています。ILO は、域別最低賃金ではなく、全国一律最低賃金制を望ましいとしているのです。

IMF（国際通貨基金）は「日本の最低賃金は先進国のそれを下回っており、平均賃金比でも最低クラスとなっている。経済をデフレから脱却させ成長を再活性化するために社会のすべての層での賃金の引き上げは大きな効果を持ち得る」と分析・提起しています。

OECD も「経済審査報告書」で、「その水準は中位賃金の 40% と、OECD 諸国の中で最も低い」「労働市場の二極化を打破するためには、労働者解雇に関する明確なルールを設けることを含め、正規雇用労働者の雇用保護を減らす、非正規労働者の社会保険の適用範囲と職業訓練を拡大し、最低賃金を引き上げるといった包括的な戦略が必要である」と述べています。

最低賃金を為替レートで比較した場合、日本は先進国で最下位です。どこをどう見ても「見劣りするレベル」なのは一目瞭然ではありませんか。

【図表1】OECD諸国の最低賃金(対所得中央値)

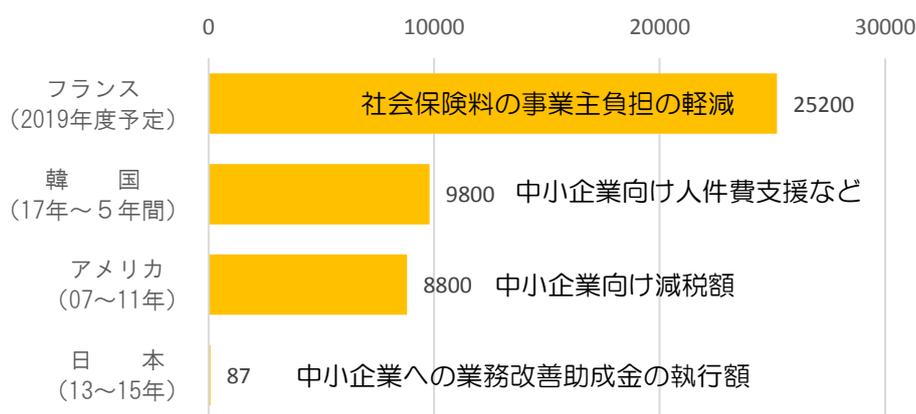
注：赤字は、G7諸国。イタリアには、政府が最低賃金を決める制度はない。資料：OECD.stat



5. いまこそ中小企業を支える総合的な支援策を

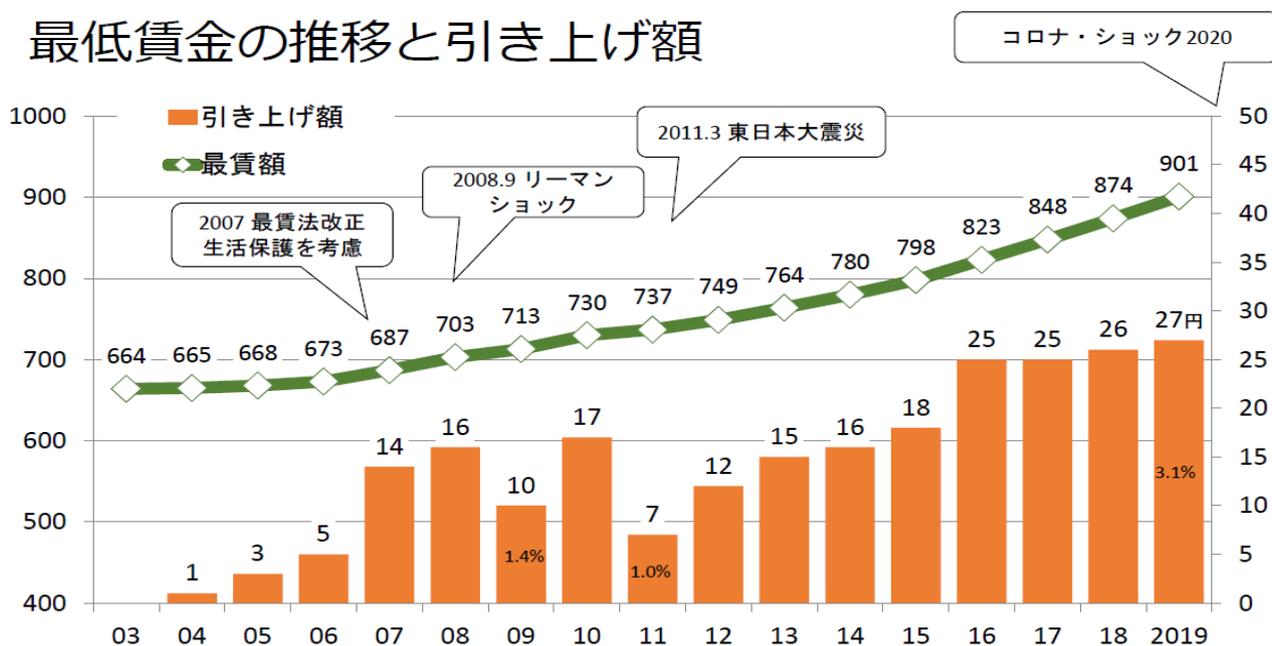
いま求められることは、優越的地位の濫用などを明記することなどを含む独占禁止法の抜本的改定、下請二法の強化、公正取引委員会の機能と体制の強化などにより、適正価格による公正取引の確立であり、それを保障する法整備と行政力の拡充です。さらに、諸外国並みの中小企業支援策の大幅な拡充です。

最低賃金引き上げのための中小企業支援策（億円）



家計最終消費支出が実質GDPの55%を占めているに対して、民間設備投資は、実質GDPの15%前後であり、民間設備投資の額は家計最終消費支出の3分の1程度です。設備投資も重要な課題ではありますが、この深刻な不況下にあって最も重視すべき課題は、内需の拡大による経済効果であり、それを支える賃金の底上げです。そしてこの危機的状況下に求められる施策は、自粛などによって蒙った損失と、固定経費を、迅速に、確実に、事業主と労働者に届けることであり、少なくともコロナ禍が収束するま繰り返し実施し続けることです。

最低賃金の推移と引き上げ額



最低賃金の凍結や抑制は、経済に対する負の効果しかありません。消費を向上させるためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには、全国一律最低賃金制に転換し、地域間格差を解消し、全国どこでも最低生計費を保障する時給1500円以上に引き上げることが必要です。同時にそれを補完する、利用しやすい中小企業の願いに寄り添った行政のすばやく力強い支援策の拡充は不可欠です。

今年の地域最低賃金の改定に向けて、中央最低賃金審議会の積極的な引き上げと地域間格差の解消を求める提言を出していただくことを求めて、全労連の意見とします。

以上